

第 8 号議案

誰もが共に自分らしく暮らす長岡京市障がい者基本条例
の一部改正について

誰もが共に自分らしく暮らす長岡京市障がい者基本条例（平成 29 年長岡京
市条例第 27 号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 6 年 2 月 21 日提出

長岡京市長 中小路 健 吾

（提案理由）

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律
（令和 3 年法律第 56 号）の施行に伴い、条例の一部を改正する必要があるの
で提案する。

誰もが共に自分らしく暮らす長岡京市障がい者基本条例の一部を改正する条例
誰もが共に自分らしく暮らす長岡京市障がい者基本条例（平成29年長岡京市条例第27号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(合理的配慮の提供) 第10条 【略】 2 【略】 3 <u>事業者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）に基づき障がいのある人に対して合理的配慮の提供を行わなければならない。この場合において、社会的障壁の除去の必要性をできる限り汲み取るよう努めなければならない。</u>	(合理的配慮の提供) 第10条 【略】 2 【略】 【加える】

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。